

別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

一 アセトン	二十八 一・二 ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)
二 イソブチルアルコール	二十九 ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)
三 イソプロピルアルコール	三十 N・N ジメチルホルムアミド
四 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	三十一 スチレン
五 エチルエーテル	三十二 一・一・二・二 テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)
六 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	三十三 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)
七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	三十四 テトラヒドロフラン
八 エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	三十五 一・一・一 トリクロルエタン
九 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	三十六 トリクロルエチレン
十 オルト ジクロルベンゼン	三十七 トルエン
十一 キシレン	三十八 二硫化炭素
十二 クレゾール	三十九 ノルマルヘキサン
十三 クロルベンゼン	四十 一 ブタノール
十四 クロロホルム	四十一 二 ブタノール
十五 酢酸イソブチル	四十二 メタノール
十六 酢酸イソプロピル	四十三 メチルイソブチルケトン
十七 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	四十四 メチルエチルケトン
十八 酢酸エチル	四十五 メチルシクロヘキサノール
十九 酢酸ノルマル-ブチル	四十六 メチルシクロヘキサン
二十 酢酸ノルマル-プロピル	四十七 メチル-ノルマル-ブチルケトン
二十一 酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)	四十八 ガソリン
二十二 酢酸メチル	四十九 コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)
二十三 四塩化炭素	五十 石油エーテル
二十四 シクロヘキサノール	五十一 石油ナフサ
二十五 シクロヘキサン	五十二 石油ベンジン
二十六 一・四 ジオキサン	五十三 テレピン油
二十七 一・二 ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	五十四 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)
	五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物

特定化学物質障害予防規則等が改正され、表の印の10物質は有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます(平成26年11月1日施行、一部経過措置あり)